

社長のための勉強

平成 29 年 4 月 3 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

平成 27 年分の相続税の課税状況

昨年 12 月、国税庁が平成 27 年分の相続税の課税状況について公表しました。平成 27 年の死亡者のうち相続税の課税対象となった被相続人の人数が占める割合が全国で 8%となりました。

平成 27 年は相続税増税後の最初の年で、改正前の平成 26 年と比べ、相続税の課税割合が倍近くになったことが分かりました。

	平成 26 年	平成 27 年
死亡者数	1,273,004 人	1,290,444 人
相続税の申告数	56,239 人	103,043 人
課税割合	4.4%	8.0%

また、各地の国税局の相続税の課税割合は次の通りです。

	平成 26 年	平成 27 年
札幌	2.0%	4.0%
仙台	1.8%	3.8%
関東信越	3.9%	7.4%
東京	7.5%	12.7%
金沢	3.4%	6.8%
名古屋	6.1%	11.0%
大阪	4.8%	8.2%
広島	3.3%	6.6%
高松	3.1%	6.2%
福岡	2.4%	4.6%
熊本	1.8%	3.3%
沖縄	3.4%	5.6%

大阪（関西エリア）は、全国平均なのですね・・・

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください。